

りあんグループ委員会規程

(目的)

第1条 法人事業計画により設置する委員会の組織及び運営に関して以下の規程を定める。

(委員会の職務)

第2条 各委員会はその職務として、委員会の名称及び目的、活動事項をりあんグループ委員会等一覧に定めなければならない。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、管理者会議で選出された会長及び委員長と正規社員の委員をもって組織する。

2 委員長は本会の会長もしくは正規社員の中から選出する。

3 委員数は活動状況に応じて変更することができる。

4 欠員が生じたときは、管理者会議の議を経て新たな委員を補充することができる。

5 委員長は副委員長1名を指名することができる。

6 非正規職員が参加を希望する場合、業務に支障が無い限り許可する。ただし参加報酬は支給しない。

(委員会の招集及び委員長)

第4条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

3 緊急性の高い議題の場合には、委員長は委員全員にメール審議を求めることができる。

4 メール審議では、全員の合意をもって議決するものとする。

5 委員長は委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

(活動計画及び報告)

第5条 各委員長は、年度末までに活動報告書を管理者会議に提出する。

2 各委員長は、年度末までに次年度予算及び活動計画案を管理者会議に提出する。

3 委員会会長は、年度末までに取りまとめた全活動報告書を理事会に提出する。

4 委員会会長は、年度末までに次年度予算及び活動計画案を理事会に提出する。

(秘密保持)

第6条 委員は、委員会を通じて知り得た情報の秘密を保持しなければならない。

2 委員及び関係者は、委員会を通じて知り得た情報を利用し、又は他人に漏らしてはならない。

(報酬等の支給)

第7条 委員会参加の対価として、次のとおり報酬等を支給する。尚、各年度の総額は、会長10万円、委員長5万円を超えない範囲とする。

1 会長 報酬30,000円(年間)・委員会の参加報酬10,000円

2 委員長 報酬15,000円(委員会開催時)

3 副委員長 報酬8,000円(委員会開催時)

4 委員 報酬3,000円(委員会開催時)

2 随時開催する委員会は年間報酬として、次の通り報酬等を支給する。

1 委員長及び委員 報酬20,000円

(委員会規程の改定)

第8条 本規程の改訂は、管理者会議の決議により行う。

附 則

本規程は、令和2年7月1日から施行する。